



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

被保険者全員に保険料額決定通知書を送付します

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、被保険者お一人おひとりに保険料をご負担いただきます。平成 21 年度の保険料額決定通知書を 7 月中旬頃に送付しますのでご確認ください。

保険料の計算方法

①所得割額	+	②均等割額	=	①+② (保険料額)
(平成 20 年中の総所得金額等(*) - 330,000 円) × 8.07%		43,924 円		平成 21 年度保険料額 (最高限度額 50 万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除、扶養控除等は含みません)。

保険料のお支払い方法について

①年金からのお支払い(特別徴収)

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市役所窓口にご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)

7 月から 3 月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額 18 万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 1/2 を超える方が対象です。

◎平成 20 年度に保険料減額措置(均等割額 8.5 割軽減等)の対象になり、平成 20 年 10 月から保険料のお支払いが中断している方は、7 月から平成 21 年度保険料をお支払いいただきます。

所得の低い方の軽減

①均等割額

平成 20 年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の方が対象です。

軽減割合は 9 割(4,392 円)、8.5 割(6,588 円)、5 割(21,962 円)、2 割(35,139 円)となります。

※()内の金額は、軽減後の年間保険料額となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額-基礎控除額 33 万円)が 58 万円(年金収入のみの場合は 211 万円)以下の方

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する直前に被用者保険(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方は制度加入時から 2 年間に限り、所得割はかからず均等割額が 5 割軽減されます。

さらに、特例として平成 21 年度の 1 年間、均等割額が 9 割軽減されます。

新しい被保険者証を送付

被保険者証の更新時期は毎年 8 月 1 日です。7 月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8 月 1 日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

【お問い合わせ】 市役所市民課 (☎ 662-3165) ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎ 078-326-2021)